

特定空家等を代執行により除却します

堺市では、このまま放置すれば建物が倒壊し、地域住民や道路の通行人等に危害を及ぼすおそれが高い状態である特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家特措法」という。）第 22 条第 10 項の規定に基づき、以下のとおり、本市が代執行により除却を行います。

1 対象となる特定空家等

所 在：堺市北区大豆塚町 1 丁 100 番

用 途：戸建住宅

構 造：木造 2 階建

規 模：延べ面積 約 120 m²

建築年：不明

所有者：本市の調査をもっても確知することができない状態

2 特定空家等の状況

屋根及び外壁の一部が崩落し、柱等の腐朽などが進んでいる。そのまま放置すれば建物の倒壊等により地域住民や前面道路の通行車両などに危害を及ぼすおそれが高い状態である。

3 堺市の対応

平成 30 年 9 月 通報により現地確認（屋根・外壁の一部損壊）、所有者調査を開始
以降、定期的に経過観察を実施

令和元年 10 月 空家特措法第 2 条第 2 項の特定空家等に位置付ける

令和 2 年 8 月 緊急対応として、道路の通行安全確保を目的に、道路に面する瓦の一部を撤去

令和 6 年 4 月 現地確認 状況悪化（屋根の崩落）

令和 6 年 4 月 12 日 空家特措法第 22 条第 10 項に基づく公告

※建物所有者の存在について継続的に調査を行うも確知できず

4 代執行の内容

当該特定空家等の除却（ただし基礎の部分等を除く）

5 代執行の理由

当該特定空家等については、老朽による損壊が急速に進行し著しく危険な状態にあり、建物が倒壊し地域住民等に危害を及ぼすおそれが高い状態である。また、登記簿上の所有者は死亡しており、本市の調査をもっても相続人を確知することができない状態である。このことから、所有者による除却の合意形成が非常に困難で、自主的な解決が見込めないと判断し、本市が代執行により除却するものである。

6 実施期間

令和6年5月7日（火）～同年5月末

（ただし、進捗状況や天候等の理由により、変更することがある。）

【参考】空家等対策の推進に関する特別措置法（抜粋）

第二条

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

第二十二條

10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者（以下この項及び次項において「命令対象者」という。）を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、当該命令対象者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者（以下この項及び次項において「措置実施者」という。）にその措置を行わせることができる。この場合においては、市町村長は、その定めた期限内に命令対象者においてその措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは市町村長又は措置実施者がその措置を行い、当該措置に要した費用を徴収する旨を、あらかじめ公告しなければならない。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：建築都市局 開発調整部 建築防災推進課 電 話：072-228-7482 ファックス：072-228-7854
----------------------------	---

○位置図



○対象特定空家等の外観

2024.4.30

